

新居浜市長期総合計画審議会条例

昭和 46 年 8 月 20 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 新居浜市の長期総合計画について意見を求めるため、市長の諮問機関として、新居浜市長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、長期総合計画につき必要な調査審議を行い、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、市政に特に学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(昭和 63 年条例第 2 号・平成 15 年条例第 1 号・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 20 日条例第 1 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。